

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

今般発表分の主な進捗内容(9月中旬～10月中旬の進捗)

平成23年10月17日
原子力災害対策本部

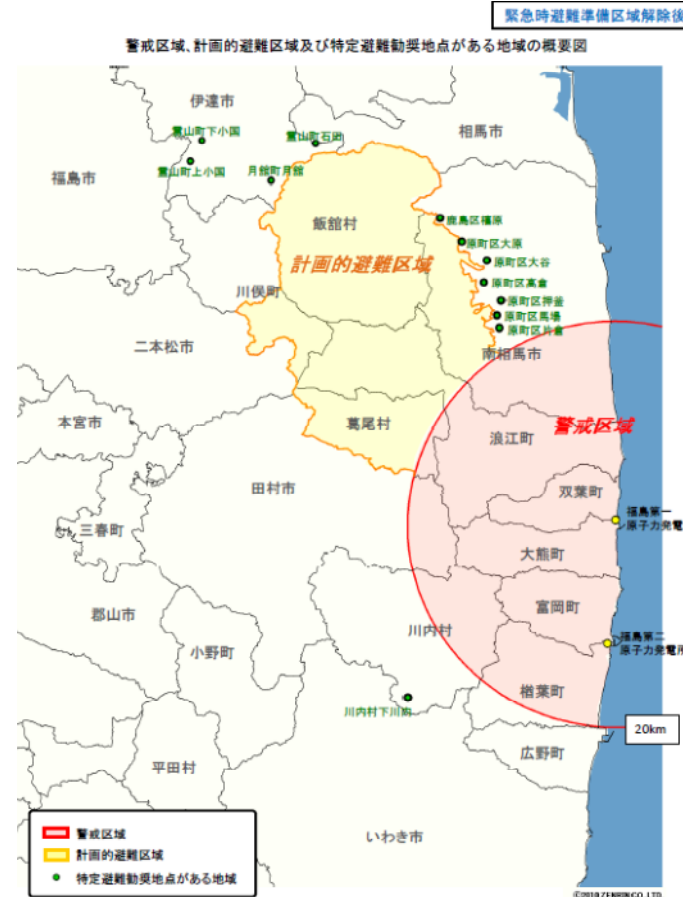
緊急時避難準備区域の解除、 その後の支援

- ・原子力災害対策本部は、9月30日に、**緊急時避難準備区域を解除した**。
- ・東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携し、
①**該当5市町村の復旧計画の実現**
②**解除された区域における除染を適切に行う**
など、住民の帰還に向けて万全の対応を行っていくこととする。
- ・**旧緊急時避難準備区域5市町村の要請を踏まえ**、当該区域の復旧を支援する一環として、**生活道路を中心とした詳細モニタリング**、**井戸水や河川等のモニタリング**を実施中。
- ・被災者の様々な要望に常時かつ速やかに応じるために東日本大震災復興対策本部に設置された「**原発事故市町村復興支援チーム**」が、**被災市町村との意見交換**を行っている。

<区域解除前>



<区域解除後>



避難者への支援 (一時立入りの実施)

- ・警戒区域内の一時立入りについては、住民の方々の安全確保を大前提に、9月19日から**マイカーによる二巡目の立入り**を実施中。

※二巡目の一時立入りの実績(10月14日時点)
5,435世帯、12,448人(うちマイカーによる立入世帯数:4,989世帯)

本格的な除染に 向けた取組

- ・福島県及び福島近隣県において、「除染に関する緊急実施方針」及び「放射性物質対処特措法」に関する説明会を実施中。
- ・**市町村除染計画策定支援**のため、**市町村への訪問・専門家派遣等**を開始。
- ・除染のモデル事業については、避難指示等のあった12市町村全てにおいて、早急な実施に向けた準備を進めている。

モニタリングの 実施と公表

- ・**旧緊急時避難準備区域5市町村の要請を踏まえ**、当該区域の復旧を支援する一環として、**生活道路を中心とした詳細モニタリング**、**井戸水や河川等のモニタリング**を実施中。(再掲)

長期的な健康管理

- ・被災時18歳以下であった福島県民(約36万人)を対象とした**甲状腺検査を10月9日から開始**。
- ・全県民(約200万人)を対象とした被ばく線量の把握については、引き続き実施中。

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況

平成23年10月17日
原子力災害対策本部

5月17日に決定した「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況は、以下のとおり。

1. 避難者等に対する支援の取組み

(1) 一時立入りの実施

- ・ 警戒区域内の一時立入りについては、住民の方々の安全確保を大前提に、従来のバス方式と併せてマイカーによる二巡目の一時立入りを実施中。
※二巡目の一時立入りの実績（10月14日時点）
5, 435世帯、12, 448人
（うちマイカーによる立入世帯数：4, 989世帯）
- ・ 環境省及び福島県は、一時立入りに連動してペットを保護・回収。8月26日までに犬302頭（匹）、猫190頭（匹）を保護。なお、住民の一時立入りの二巡目以降は、住民からのペット保護依頼を相双保健所で受け付け、保護依頼情報に基づく保護回収活動を行っている。

(2) 避難区域等における治安維持

- ・ 警察は、6月2日に東京電力（株）福島第一原子力発電所から30km圏内及び計画的避難区域の治安維持を目的に「特別警備隊」（約300名）を編成し、警戒、職務質問、移動検問等を実施中。
- ・ また、村民によるパトロールにより、計画的避難区域・旧緊急時避難準備区域内の防犯の充実、住民の安心・安全を確保するため、飯舘村においては6月6日から「いいたて全村見守り隊」が、川俣町においては6月20日から「川俣町地域安全パトロール隊」が、葛尾村においては6月21日から、「葛尾特別警戒隊」が、広野町においては7月10日から「広野町警戒パトロール隊」が、それぞれ警備を行っている。また、川内村においては、9月30日から「川内村地域安全保安隊」が新たに警備を開始した。

(3) 応急仮設住宅等の早期確保

- ・ 10月11日時点で全体の約9割の15, 787戸について着工済み（うち完成戸数は全体の約9割の15, 199戸）。
- ・ 国家公務員宿舎、雇用促進住宅、地方公共団体の公営住宅等への被災者の

受入れ調整等を随時実施しており、１０月７日時点の入居済み又は入居決定戸数は、福島県内では２，０７３戸となっている（全国の入居済み又は入居決定戸数は１６，５３７戸）。

（注）応急仮設住宅等は地震・津波被災者向けを含む。

(4) 計画的避難の実施

① 計画的避難の進捗状況

- ・ 市町村の区域の全域又は一部が計画的避難区域に指定された５つの市町村においては、ほぼ１００％の住民が避難を終えた。
- ・ 原子力災害対策本部は、計画的避難区域における例外的な事業継続についての申請を行った飯舘村及び川俣町に対し、特段の理由により町村が事業継続を認める場合には、安全上の管理を十分に行うことを前提として継続して差し支えない旨、５月１７日に通知した（飯舘村８事業所、川俣町２事業所が、これに基づき区域内で操業を継続）。

② 家畜の移動等について

- ・ 家畜の移動について、区域外の移動先のあっせんなど、必要な協力を行うとともに、家畜のスクリーニングや除染の手続などについて福島県に通知。
- ・ 計画的避難区域内の牛の残頭数の状況は、１０月５日時点で避難対象頭数約９，３００頭に対し、残頭数１２６頭となっている。

(5) 特定避難勧奨地点の設定

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域ほどの地域的広がりが見られない一部の地域で、事故発生後１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、居住する住民に対して注意を喚起し、避難を支援していく（６月３０日に伊達市内で１０４地点（１１３世帯）、７月２１日及び８月３日に南相馬市内で１２２地点（１３１世帯）、８月３日に川内村内で１地点（１世帯）が設定された）。

2. ふるさとへの帰還に向けた取組み

(1) 避難区域等の見直しと区域解除後の支援

- ・ 原子力災害対策本部は、９月３０日に、緊急時避難準備区域を解除した。
- ・ 東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携し、①該当５市町村（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市）の復旧計画の実現、解除された区域における除染、など、住民の帰還に向けて万全の対応を行っていく。

- ・ 旧緊急時避難準備区域5市町村の復旧計画においてモニタリングの充実強化が求められていることなど、当該市町村からの要請を踏まえ、当該区域における復旧を支援する一環として、原子力被災者生活支援チーム、文部科学省、環境省等が、生活道路を中心とした詳細モニタリング、井戸水や河川等のモニタリングを実施中（10～11月頃及び平成24年2月頃に結果を公表予定）。
- ・ 被災者の様々な要望に常時かつ速やかに応じるために東日本大震災復興対策本部に設置された「原発事故市町村復興支援チーム」が被災した市町村との意見交換を行っている。
- ・ 雇用調整助成金について、旧緊急時避難準備区域に所在する事務所の事業主のうち、子ども、要介護者等を主な利用者とする学習塾や病院等の事業主は、これまで原則として助成金の対象としていなかったが、当該地域が解除された日以降に事業活動が縮小した場合（見込みも含む）であって、一定の要件を満たす場合には、他の事業主同様に助成対象とすることとした。
- ・ 雇用保険の特例措置（休業中や一時離職中の方が失業手当を受給できる措置）について、当該区域解除後においても、引き続き、適用することとした。
- ・ また、警戒区域・計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、見直しについて検討を行うが、除染やモニタリング、生活環境の復旧に向けた取組みは先行して行っていく。

(2) 本格的な除染への取組み

- ・ 8月26日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が、議員立法により国会で成立。これを受け、環境省が中心となって平成24年1月1日の本格施行に向けた準備を進めている。
- ・ 一方、原子力災害対策本部は、除染は直ちにに取り組むべき喫緊の課題であるとして、同日に「除染推進に向けた基本的考え方」と「除染に関する緊急実施基本方針」を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施することを決定した。この中で、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超えている地域について、これを下回ること、20ミリシーベルトを下回っている地域においても、市町村や住民の方々の協力を得つつ、推定年間被ばく線量が1ミリシーベルトに近づくことを目指すことを示した。また、子どもの生活圏の徹底的な除染を優先し、一日も早く子どもの推定年間被ばく線量が1ミリシーベルトに近づき、さらにそれを下回ることを目指すとした。
- ・ 当該方針に基づく取組を支援するため、現地オフサイトセンター内に「福島除染推進チーム」を編成するとともに、東日本大震災復旧・復興予備費

から除染事業等に要する経費として約2,200億円を支出することを9月9日に閣議決定した。

- ・ 当該決定を踏まえ、原子力被災者生活支援チームは、先行して8月下旬から伊達市及び南相馬市にて行っている除染のモデル事業について、避難指示等があった12市町村全てにおいても早急に開始すべく準備に取りかかっている。
- ・ 福島県及び福島近隣県において、除染に関する緊急実施基本方針及び放射性物質汚染対処特措法に関する市町村説明会を実施中。
- ・ また、市町村除染計画策定支援のため、順次個別に市町村への訪問、専門家の派遣等を開始している。
- ・ 8月25日、内閣官房は、放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について、関係省庁の緊密な連携を確保し、総合的な調整を図るため、「放射性物質汚染対策室」を設置した。

（生活圏の清掃活動（除染）に関する基本的な考え方）

- ・ 7月15日、原子力災害対策本部は「福島県内（警戒区域及び計画的避難区域を除く）における生活圏の清掃活動（除染）に関する基本的な考え方」をとりまとめ、地域住民が清掃活動を行う際の留意事項や、清掃後の廃棄物等の処理に関する考え方を福島県及び環境省に対して通知した。

（農地土壌の除染）

- ・ 農林水産省は、福島県等と連携し、農地土壌の除染技術開発に関する実証試験を5月28日から開始した。8月末までに得られた試験結果に基づき、地目・汚染濃度に応じた農業土壌の除染手法等について9月14日に公表した。
- ・ 9月30日、原子力災害対策本部は、「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく農地の除染の適当な方法等について公表した。

（森林の除染）

- ・ 農林水産省は、（独）森林総合研究所が中心となって取り組んでいる森林内の放射性物質の分布状況の調査や森林の除染実証試験に関し、これまでに得られた結果と、それらの結果を踏まえた住居等近隣の森林における除染のポイントについて9月30日に公表した。
- ・ 9月30日、原子力災害対策本部は、「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく森林の除染の適当な方法等について公表した。

（校庭・園庭等の線量調査及び土壌への対応）

- ・ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等において児童生徒等が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指し、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上となっている学校等が土壌に関する線量低減策を行う場合に、国が財政的支援を行うことを決定し（5月27日、

6月6日)、福島県以外の地域についても財政的支援の対象とすることとした(6月20日)。

- ・ 文部科学省は、福島県内のすべての小中学校等に対して、積算線量計を約1,800台配布した。また、福島県以外の地域においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等を対象として、設置者等の希望に応じて、積算線量計を配布することとした(6月20日)。
- ・ 第二次補正予算では福島県外も含めた校庭等の線量低減事業として予算を計上(文部科学省計上分約45億円、厚生労働省分5億円)するとともに、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業等として、福島県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して予算を計上(962億円のうち180億円)した。
- ・ 原子力災害対策本部で決定された「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を受け、文部科学省及び厚生労働省から、学校及び保育所等において児童生徒等が受ける線量について、原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどを内容とする通知を発出した。また、保育所等を除く児童福祉施設等についても、線量低減に向けた今後の考え方を福島県等に示した(8月26日)。

(3) 地域活力の再生・復興策の検討

- ・ 東日本大震災復興構想会議において、6月25日に復興への提言をとりまとめた。
- ・ 東日本大震災復興基本法の施行(6月24日)に伴い、東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島の3県に現地対策本部を設置した。
- ・ 同法に基づき、7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」をとりまとめた。
- ・ 上記復興の基本方針に基づき、国と福島県が「原子力災害からの福島復興再生協議会」を設置。第1回(8月27日)は、福島再生特別法の県による提案など今後の検討課題を整理し、第2回(10月17日)は、第三次補正予算の政府案等について報告を行った。

3. 被災住民の安心・安全の確保

(1) 住民の長期的な健康管理(放射線量の評価)

- ・ 関係機関、大学や自治体等から専門家を派遣し、福島県の指揮の下、3月13日から10月1日までに約22万人以上に対して体表面の汚染を調べる緊急被ばくスクリーニングを実施しているが、これまで健康に影響を及

ばす事例は確認されていない。

- ・ 第二次補正予算において、福島県からの要望も踏まえ、「県民健康管理調査」をはじめとする必要な事業を中長期的に実施するために福島県が造成する「福島県健康管理基金」に対して交付金を計上した（９６２億円のうち、７８２億円）。
- ・ 福島県は、上記基金を活用して実施する「県民健康管理調査」において、被ばく線量を推計するための基本調査と健康状態の把握をする詳細調査を実施する。基本調査については、環境モニタリングの結果等から、他の地域に比べ、外部及び内部被ばく量が高い可能性があると考えられる浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区を対象に先行調査を実施した。当該結果を踏まえ８月２６日から、それ以外の地域の福島県民に対して質問票の送付を開始した（９月３０日現在、対象者約４０万人に対し発送済み）。
- ・ 詳細調査については、被災時に１８歳以下であった全県民を対象とした甲状腺がんの早期発見のための甲状腺超音波検査（１０月９日から開始）、避難区域等の住民を対象とした既存の検診項目に必要な検査項目を追加した形での健康調査、既存検診の対象外の県民に対する新たな検診の機会の付与、避難区域等の住民を対象としたこころの健康度・生活習慣に関する調査、平成２２年８月１日から平成２３年７月３１日までに母子健康手帳を手交された妊産婦を対象とした調査を中長期的に実施する予定。
- ・ （独）放射線医学総合研究所において、先行調査の対象となる地区の住民１２２名及び事故早期に２０km圏内から圏外に避難された方など５２名に対して、６月２７日からホールボディカウンター、尿によるバイオアッセイ法等を活用した内部被ばく量の評価手法を検討するための調査を実施した。
- ・ また、７月１１日から８月末までの間に、（独）日本原子力研究開発機構は、被災住民（浪江町、飯舘村、川俣町）約３，２００人に対するホールボディカウンターによる内部被ばく調査を実施し、９月からは、対象地域を双葉郡各町村（浪江町を除く）に拡大して約５，３００人に対し、実施している。
- ・ 福島県は、子どもや妊婦（約３０万人）に対する個人用積算線量計（フィルムバッジ等）の貸与事業、子どもの心身の健康確保事業等を実施する市町村等を支援している。

(2) 環境モニタリング（空間、土壌、河川、地下水、海水中、海底土壌）・評価の継続的实施

① 継続的な環境モニタリングの実施

- ・ 東京電力（株）福島原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実に計画的に実施することを目的として、関係省庁、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの一元的な調整等を行うため、文部科学省のとりまとめで、モニタリング調整会議を開催（第１回：７月４日、第２回

8月2日)。同会議において、平成23年以内に政府、自治体等が連携して進めるモニタリングの内容と役割分担等を取りまとめた「総合モニタリング計画」を8月2日に決定した。

- ・ 緊急時避難準備区域において、子どもの目線と地元の要望に重点を置き、文部科学省及び原子力被災者生活支援チームが、学校、病院、図書館等及びその周辺におけるモニタリングを実施し、8月9日、16日及び9月22日に結果を公表（緊急時避難準備区域の解除の検討等における参考データとして活用）。
- ・ 旧緊急時避難準備区域5市町村の復旧計画においてモニタリングの充実強化が求められていることなど、当該市町村からの要請を踏まえ、当該区域における復旧を支援する一環として、原子力被災者生活支援チーム、文部科学省、環境省等が、生活道路を中心とした詳細モニタリング、井戸水や河川等のモニタリングを実施中（10～11月頃及び平成24年2月頃に結果を公表予定）。（再掲）
- ・ 9月1日に、原子力被災者生活支援チーム及び文部科学省は「警戒区域及び計画的避難区域における広域モニタリング結果」について公表。
- ・ 文部科学省は、東京電力（株）福島第一原子力発電所から概ね100km圏内、宮城県、栃木県、茨城県、山形県、福島県西部、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、秋田県における航空機モニタリングを実施し、それぞれ結果を公表。現在、岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、富山県、青森県、愛知県、石川県について航空機モニタリングを実施中。今後、年内をめどに、東日本全域についての航空機モニタリングを実施する。
- ・ 文部科学省は、「線量測定マップ」と「積算線量推定マップ」を更新。（これまで4月26日、5月16日、6月3日、6月21日、7月20日、8月19日、9月16日に公表）。

② 線量測定マップ等の作成

- ・ 文部科学省は、福島県全域及びその近隣地域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日から7月8日に実施し、8月2日に空間線量率のマップ、8月30日に放射性セシウムの地表面への沈着量をまとめたマップ、9月21日にヨウ素131の地表面への沈着量をまとめたマップを公表。また、放射性物質の移行調査を実施し、9月14日に森林内における放射性物質の移行調査研究の結果を公表。さらに、プルトニウムと放射性ストロンチウムについて核種分析を実施し、9月30日に結果を公表。
- ・ 森林については、平成24年2月末までの放射性物質濃度分布図等の作成に向けた森林内の空間線量率及び土壌調査を農林水産省が実施中。

③ 農地における環境モニタリングの実施

- ・ 農地土壌について、放射性物質濃度分布図の作成に向けた土壌調査を農林

水産省が５月３０日から開始、８月３０日にマップを公表した。

④ 海域等における環境モニタリングの実施

- ・ 文部科学省は、福島県、茨城県及び宮城県の沖合に海域モニタリングの範囲を広域化し、海水や海底土の測定を引き続き実施。
- ・ 環境省は、宮城県沖及び岩手県沖の海域について、有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施。
- ・ 文部科学省及び環境省は、海域の海水及び海底土に関する放射性物質濃度について、それぞれ１０月５日、７月８日に測定結果を公表。
- ・ 環境省は、福島県内の公共用水域（河川）及び地下水について有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施し、公共用水域（河川）の放射性物質濃度については６月３日及び８月１日（降雨後河川増水時の測定）に測定結果を公表。また、地下水の放射性物質濃度については６月２１日に５地点、７月７日に４１地点、７月１４日に５５地点、８月４日に１０地点の測定結果を公表。

⑤ 食品、水道水中の放射性物資モニタリングの実施

- ・ 食品・水道水中の放射性物質について、関係地方公共団体が継続的に検査を実施しており、国において毎日その結果を公表中。
※食品の検査実施状況検査件数２７，０１５件、うち暫定規制値超過６７５件（１０月３日時点）、水道水の検査実施状況検査件数４８，５２１件、うち指標等超過６９件（１０月３日時点）。なお、水道水については、３月３０日以降超過なし。
- ・ 消費者庁は、「地方消費者行政活性化基金」や国民生活センターの既存の運営費交付金により、地方自治体に対し、食品についての放射線量検査機器の導入を支援する。

⑥ その他

- ・ 文部科学省は、リアルタイム放射線監視システムの構築や可搬型モニタリングポストの設置等、福島県内における環境モニタリングの強化を図るため、それぞれの調達手続きを進めている。また、各都道府県におけるモニタリングポストの増設や環境試料分析装置の整備等、全国の環境モニタリングの強化を図るため、関係機関との調整を進めている（第二次補正予算計上額 約２３５億円 ※一部、原子力被災者・子ども健康基金による事業を含む）。

（３）がれき・下水汚泥等の処理

（がれきの処理）

- ・ がれき（災害廃棄物）については、６月２３日、福島県内の災害廃棄物の処理の方針を環境省が決定した。

- ・ 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の一時保管の方法についてとりまとめ、7月28日に「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」を環境省が公表した。
- ・ 電気集塵機の取扱い及び焼却灰や排ガス等のモニタリングの頻度についてとりまとめ、8月9日に「福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング」を環境省が公表した。
- ・ 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針を、災害廃棄物安全評価検討会での技術的検討を踏まえ、環境省が8月31日に公表した。

(下水汚泥等の処理)

- ・ 福島県の他にも東日本を中心に下水汚泥等から放射性物質が検出されていることに対応するため、原子力災害対策本部が、放射性物質が検出された上下水処理に伴う汚泥等の当面の取扱いに関する考え方を6月16日にとりまとめた。

4. 雇用の確保、農業・産業への支援

(1) 雇用の確保

- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して被災者の雇用機会の拡大及び被災企業の経営支援に取り組み、以下の施策等を通じて、県内で約2万人の雇用を創出することを目指すこととした。
- ・ 被災者に雇用機会を提供するため、合同就職説明会を年内に5回を目処に福島県内で開催することを決定（これまでに3回開催済み。第4回は11月24日に郡山市で開催予定）。
- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名により、製造業、小売業など26の経済団体に対し、原子力発電所事故に伴う雇用機会の維持・創出に関する要請を実施（5月26日）。
- ・ 雇用創出基金事業により、福島県においては11,000人の雇用が計画され、そのうち6,769人が既に雇用されている（9月29日時点、厚労省把握分）。
- ・ 福島県内で行う新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）に限って、職場実習期間の要件等を従来よりも柔軟化した上で、新卒者等と中小企業のマッチングを実施中。

(2) 農畜産業・水産業等

- ・ 農林水産事業者の損害に対して、関係者による損害賠償請求を迅速かつ適

切に進めるため、農林水産省、関係県・市、関係団体（１９０団体、９月２９日時点）による連絡会議を開催し（４月１８日以降、延べ７回）、原子力損害賠償をめぐる動きについての情報提供や意見交換等を実施。

- ・ 牛肉・稲わらから暫定規制値を超えるセシウムが検出された件に関しては、７月２６日に緊急的な支援対策として①国産牛肉信頼回復対策、②肉用牛肥育農家の支援対策、③稲わら等の緊急供給支援対策を公表。その後出荷制限指示を受けた県が４県に増えたこと等を踏まえ、８月５日に出荷制限県の畜産関係団体が出荷遅延牛を実質買い上げる場合に支援する等の新たな対策を公表。
- ・ 稲については、４月２２日に原子力災害対策本部が、避難（警戒）区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における作付を控えるよう指示。その上で、これ以外の地域においては、土壤中の放射性物質濃度が高い市町村等について、収穫前と収穫後の２段階で米の放射性物質調査を実施。
- ・ 出荷制限等を受けた農林水産事業者に対してＪＡ・ＪＦグループがつなぎ融資を実施しており、９月２０日時点での貸付実績は約６３０件（約２２億円）。

(3) 中小企業対策

- ・ 原子力災害や風評被害によるものを含め、直接又は間接に震災の影響を受けた中小企業者を対象にした長期・低利（一部、実質無利子化）の新しい融資制度「東日本大震災復興特別貸付」や既存の制度とは別枠の新しい保証制度「東日本大震災復興緊急保証」について、５月２３日から制度の運用を開始。５月２３日から１０月７日までに、「東日本大震災復興特別貸付」については、９２，２９８件、２兆８４６億円の、「東日本大震災復興緊急保証」については、５５，５７１件、１兆３，８１０億円の実績をあげている。
- ・ 警戒区域等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等に対しては、通常の金融支援とは別に、無担保で長期の無利子貸付を行う特別支援を実施することを経済産業省と福島県の間で合意し、６月１日から（公財）福島県産業復興センター及び県内の商工会等にて受付を開始。申込実績は３４３件、申込金額合計は約７８億円（１０月１２日時点）。
- ・ 緊急時避難準備区域に事業所を有する中小企業等に対し、区域解除後、当該地域において事業を継続・再開するために必要な融資を新たに行うことで、福島県と経済産業省との間で基本合意し、現在、制度設計に向けて協議中。
- ・ （独）中小企業基盤整備機構による仮設店舗、仮設工場等の整備事業（第一次補正予算及び第二次補正予算において措置）について、福島県内においては１０月６日時点で、１６市町村、３５箇所から整備要望が提出されている。そのうち、基本契約を締結した、いわき市（２箇所）、新地町（２箇所）、磐梯町（１箇所）、南相馬市（３箇所）、相馬市（２箇所）、桑折町

(1箇所)、飯舘村(5箇所)、櫛葉町(1箇所)、福島市(1箇所)、浪江町(4箇所)、大熊町(1箇所)、葛尾村(3箇所)の23箇所で順次着工し、いわき市、新地町(2箇所)、南相馬市(2箇所)、相馬市(2箇所)、桑折市、福島市、飯舘村(2箇所)、大熊町の合計13箇所については工事が完了した。なお、本事業は3次補正でも要求中。

- ・ 地域の中核となる中小企業等グループの施設整備の復旧・復興を支援する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、9月5～22日に福島県において公募を実施し、現在、案件の審査中。また、本事業を引き続き実施すべく、24年度当初予算で要求中。
- ・ (独)日本貿易振興機構と(独)中小企業基盤整備機構が連携し、国内外展示会への出展支援、海外バイヤー招へいによる商談会開催、海外への販路開拓商談ミッション派遣等の支援策を拡充し、東北地方を中心とした中小企業の海外展開を重点的に支援する(2次補正予算19.8億円、3次補正予算要求中)。

(4) 風評被害対策・輸出支援

<農畜産業・水産業等>

- ・ 農林水産省は、「復興アクション」キャンペーンと連携しつつ、「食べて応援しよう!」をキャッチフレーズとした被災地等の農林水産物等の消費促進を応援する取組として新聞広告やテレビCM(本年度中に年800回放送予定)による広報活動、本取組に賛同する民間イベント等の情報の農林水産省のホームページへの掲載等を実施中(9月30日現在168件)。
- ・ 国内の輸出関係者に対しては、相手国別の日本産食品に対する規制内容を農林水産省が周知し、相談窓口において個別の相談を受けるとともに、産地証明等を求めている国に対する証明書については、都道府県及び関係省庁等において対応中。
- ・ 酒類については、国税局において輸出証明書の発行体制を整備し、4月以降、EU、及びアジア等向けについて、生産日及び産地に係る証明書の発行を開始。その後、放射能分析体制についても整備し、6月以降、放射能分析に係る証明書発行についても対応中。さらに10月以降、(独)酒類総合研究所と連携し、酒類の安全性の確保に万全を期すべく、酒類製造者に対する技術情報の提供や、酒類製造場内にある出荷前の酒類等について放射性物質に関する調査等を実施。
- ・ 諸外国の日本産食品に対する放射性物質の検査の要求に対応するため、検査機器の導入に対し農林水産省が支援するとともに、関係省庁が連携して日本産食品の信頼回復のための情報提供に努めている。

<製造業・小売業等>

- ・ 国が指定した検査機関が行う輸出品(農水産品を含む)に係る放射線量の検査料補助事業について、経済産業省は、6月7日付けで検査機関を指定・公表。6

月20日から輸出者への放射線量検査補助を開始また、船会社の申請による輸出用コンテナの検査も補助の対象とし、9月8日から事業を開始。

- ・ 関係省庁、在外公館と(独)日本貿易振興機構の海外事務所等が連携し、原子力事故及び国内のモニタリングや、食品・鉱工業品の安全確保等に関する我が国の取組につき、主要都市(12か国・地域、15都市)で海外の産業界向けに説明会を実施。国内でも、外資系企業や在関西の領事団及び国際機関向け説明会(東京3回、大阪3回)を開催。
- ・ 経済産業省、(独)日本貿易振興機構等のホームページにおいて、諸外国の輸入規制や放射線検査等の情報を事業者に対して提供中。また、(独)日本貿易振興機構の緊急相談窓口や全国36か所の貿易情報センター、世界73か所の海外事務所において企業からの相談に対応中。

＜観光業＞

- ・ 観光展へのブース出展等をはじめ、在外公館等から海外への正確かつ時宜を得た情報発信に取り組んでいる。

(5) その他の取組み

①地域金融への支援

- ・ 被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の要件を緩和することなどを内容とする金融機能強化法等の改正法案を5月27日に国会に提出し、6月22日に成立、7月27日に施行。

②消費者に対する適切な情報提供

- ・ 消費者へのリスクコミュニケーションについては、広く消費者の参加を求め、放射能と食品の安全をテーマに専門家を交えた意見交換会を消費者庁が8月に2回開催。これを踏まえ地方自治体及び消費者団体と連携し、さらに全国の消費者へ情報を発信する他、意見交換会の開催等を行っていく。
- ・ 消費者庁では、放射能や、食品等の安全に関してわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」を作成(適宜改訂)し、ホームページでも公表中。

5.被災地方公共団体への支援

(1)被災地方公共団体への支援

- ・ 電源立地交付金を原資として既に造成した基金について、当初の目的から変更し、災害復旧・復興に資する事業への活用を可能とすることとし、こ

れまでに１２件、約３１億円の利用があった。また、電源立地交付金の交付対象となっている被災地方公共団体からの申請があれば、通常６月に交付するところを４月にも交付を行うこととし、既に約７億円の概算払いを実施。交付申請に際しては、通常５月末までの申請時期を７月末まで延長した。

(2) 避難者受入れ自治体への支援

- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定める、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案」を７月２２日に国会に提出し、８月５日に成立、８月１２日に施行。
- ・ 同法の指定市町村として、９月１６日に、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村を指定・告示。

6. 被災者・被災事業者等への賠償

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会においては、迅速な被害者救済の観点から、政府指示等による避難や出荷制限など、緊急性が高く原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として策定することとしており、これまで「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（４月２８日）、同第二次指針（５月３１日）、同第二次指針追補（６月２０日）を策定してきた。さらに、既に決定・公表した内容に、その後の検討事項を加え、原子力損害の範囲の全体像を示した同中間指針（８月５日）を策定した。
- ・ 第二次補正予算に、東京電力（株）による迅速な賠償の実施のため、原子力損害賠償補償契約に基づき国から東京電力（株）に支払われる補償金（１，２００億円）や、多数の紛争の発生が見込まれることから、その解決を迅速に行うための体制整備に係る経費などを計上した。
- ・ ８月２９日、当事者間の和解交渉を仲介することにより、原子力事故に関する紛争解決を目指す原子力損害賠償紛争解決センターを開設した。その後、９月１日から申請の受付等の開始、９月１３日に郡山市に福島事務所

を開設した。

(2) 生活者や事業者等への損害賠償

- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく指示に従い避難等を余儀なくされた住民に対して、東京電力（株）は、まずは4月から世帯単位での仮払補償金の支払いを実施し、これまでに約56,000世帯に対し約523億円を振込み（10月3日時点）。さらに、7月5日、東京電力（株）は追加仮払補償金の支払いを発表。（個人単位の支払いとし、避難等の期間と状況に応じて1人当たり10～30万円）。7月25日から実際の支払いを開始し、これまでに約16万名に対し、約434億円を振込み（10月3日時点）。
- ・ 農林漁業者に対しては、5月12日に決定された「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を受け、東京電力（株）と関係事業者団体等との間で早期の支払い実現に向けた協議が進められ、5月31日から実際の支払いを開始。これまでに、7県（福島、茨城、群馬、栃木、千葉、神奈川、埼玉）の農業団体及び3県（福島、茨城、千葉）の漁業団体に対し、約194億円を振込み（さらに個別請求分で約4億円、合計約198億円）（10月3日時点）。
- ・ 中小企業者に対しては、5月31日に東京電力（株）から仮払い対象、支払いの方法など具体的な仮払いの仕組みが発表され、6月10日から実際の支払いを開始。振込実績は、約7,200社、振込金額合計は約83億円（10月3日時点）。
- ・ 東京電力は、8月30日、本格的な賠償（本払い）を行うための方針や基準について発表。請求の受付については、個人向けを9月12日から、法人・事業者向けを9月27日から受付開始）。なお、東京電力は、本払いの実施にあたり人員を増強するなど体制を強化。1,200名（9月30日以前）から6,500名（10月1日以降）に拡充。
- ・ 10月5日から本払いを開始。

(3) 「原子力損害賠償支援機構法」及び「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」

- ・ 東京電力（株）福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みとして、（ア）迅速かつ適切な損害賠償の実施、（イ）原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、（ウ）国民生活に不可欠な電力の安定供給、の3つを確保するため、6月14日、原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定し、国会に提出。8月3日、法案成立。9月12日に機構が設立、同26日に開所式を経て、本格的に業務開始。
- ・ 7月29日、緊急の措置として、今般の事故による損害を補てんするための国による仮払金の迅速かつ適正な支払及び原子力被害応急対策基金を設

ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定める「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が成立した。９月１８日に関連する政省令とともに施行し、９月２１日から仮払金の支払い請求の受付を開始。

(以上)